

訪問看護医療D X情報活用加算について

当訪問看護ステーションでは「訪問看護医療D X情報活用加算」を算定いたします。

1. 加算の目的

オンライン資格確認システムを用いて、ご利用者様の診療情報や薬剤情報を取得・活用し、訪問看護の計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指します。

2. 加算を取得するための施設基準

(1)「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」(平成4年厚生省令5号)第1条に規定する電子情報処理組織を使用して請求をします。

(2) 健康保険法第3条第13項に基づく電子資格確認を行う体制があります。

(3) 医療D X推進に関する体制を確立し、質の高い訪問看護の提供のために必要な情報を取得・活用します。また、ご利用者様に十分な説明を行い、事業所内の見やすい場所およびホームページにも掲示します。

3. 加算内容

訪問看護医療D X情報活用加算として、月1回50円算定いたします。

4. 対象者

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）をご利用されている方です。

5. 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」。厚生労働省「医療システム安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービス以外の目的には使用いたしません。

6. 資格情報の提供について

資格情報の提供はご利用者様および代理人の同意に基づいて行われます。同意なしに資格確認を行うことはありません。

森と木訪問看護ステーション

管理者 小林 絵梨